(別紙4-3 するめいか)

第1 対象となる特定水産資源

するめいか (別紙 2-12 第 3 の 1 (2)に規定するするめいか冬季発生系群に限る。)

第2 資源再建計画の期間

令和5管理年度から令和14管理年度まで

第3 資源再建計画において講ずる措置

別紙 2-12に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。具体的には、別紙 2-12の第 4 の 4 に従って漁獲可能量を定めることとする。

- 第4 資源再建計画の検証の方法
  - 1 資源再建計画の達成状況の検証は、令和6管理年度に開催される本則第8の1の資源管理の方針に関する検討会において、最新の資源評価に基づき行うこととする。
  - 2 検証の結果、必要と認められる場合には、1の検討会における議論も踏まえ、資源再建計画の見直し その他必要な措置を講ずることとする。

## 第5 その他

- 1 資源再建計画の期間が満了する前に、資源水準の値が目標管理基準値を2管理年度連続して上回っていることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもってこの資源再建計画は終了する。
- 2 検証の時期にかかわらず、親魚量が禁漁水準(最大持続生産量の15パーセントを達成するために必要な親魚量)を下回っていることが判明した場合には、別紙2-12の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。